諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成29年12月1日(平成29年(行個)諮問第179号)

答申日:平成30年10月22日(平成30年度(行個)答申第119号)

事件名:本人に関する内容が記載された引継書の不開示決定(保有個人情報非

該当)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる2文書に記録された保有個人情報(以下,それぞれ「本件対象保有個人情報1」及び「本件対象保有個人情報2」といい,併せて「本件対象保有個人情報」という。)につき,その全部を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)に規定する保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については,本件対象保有個人情報2を不開示としたことは結論において妥当であるが,本件対象保有個人情報1につき,改めて開示決定等をすべきである。

- 文書 1 私が平成 2 5 年特定月日に第 3 者行為災害事故により負傷した件ですでに書類上完了している旨、当時の特定労基署職員 A から後任者(職員 B) へ引継ぎされた引継書
- 文書 2 私が平成 2 5 年特定月日に第 3 者行為災害事故により負傷した件ですでに書類上完了している旨、千葉労働局労災補償課 C 課長から後任者(D課長)へ引継ぎされた引継書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法12条1項の規定に基づく開示請求に対し、 平成29年8月31日付け千労発総0831第9号により千葉労働局長 (以下「処分庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」とい う。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

引継書は、行政文書と思うため。

(2) 意見書

特定労基署の重大な過失,労災不正「公文書偽造」。 (後略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1)本件審査請求人である開示請求者(以下,第3において「請求者」という。)は、平成29年8月18日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人が平成25年特定月日に第3者行為災害事故により負傷した件に関し、千葉労働局及び特定労働基準監督署の特定職員が作成した引継書に記載された開示請求人に係る部分」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成29年8月31日付け千労発総0831 第9号により不開示決定(原処分)を行ったところ、請求者がこれを不 服として、平成29年9月5日付け(同日受付)で審査請求を提起した ものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定により不開示とした原処分は 妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、仮に存在するとすれば、「請求人が平成25年特定月日に第3者行為災害事故により負傷した件に関し、千葉労働局及び特定労働基準監督署の特定職員が作成した引継書に記載された開示請求人に係る部分」である。

- (2) 本件対象保有個人情報の保有について
 - ア 処分庁においては、本件対象保有個人情報である特定職員が作成した引継書は、行政文書に該当しないため、文書不存在により不開示としている。
 - イ 法12条1項の規定に基づき開示を請求することができる「保有個人情報」とは、法2条5項において、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)2条2項に規定する行政文書をいう。)に記録されているものに限る。」とされている。

また、行政機関情報公開法2条2項において、「「行政文書」とは、 行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(中略)であっ て、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機 関が保有しているものをいう。」と規定されている。

ウ この点,「組織的に用いる」とは,その作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく,組織としての共用文書の実質を備え

た状態, すなわち, 当該行政機関の組織において,業務上必要なものとして利用され,又は保存されている状態のものを意味すると解することが相当である,そして,作成又は取得された文書が,どのような状態であれば組織的に用いるものであるかについては,当該文書の作成又は取得の状況,利用の状況,保存又は廃棄の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うのが相当である。

エ そうすると、処分庁においては、人事異動に際して職員が後任者へ引継ぎを行う方法について規程等は定められておらず、したがって引継書を作成するとしても、前任者個人の判断で便宜的に作成されるものであり、保存・廃棄についても後任者の判断に委ねられていることを踏まえると、引継書が行政文書に該当しないとする処分庁の説明は、諮問庁としても是認できる。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成29年12月1日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 平成30年1月10日 審議

④ 同月17日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年9月27日 審議

⑥ 同年10月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、行政機関情報公開法2条2項に規定する行政文書に記録されているものではないことから、法2条5項に規定する保有個人情報に該当しないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本 件対象保有個人情報の保有個人情報該当性について検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の保有個人情報該当性について
- (1)諮問庁は、文書1及び文書2が行政機関情報公開法2条2項に規定する行政文書に該当しない理由として、上記第3の3のとおり説明する。
- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、更に説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 千葉労働局管内の労働基準監督署に対しては、毎年度末に千葉労働

局から「労災補償業務実施要領」(以下「要領」という。)を送付しているところ、要領の中に「人事異動時の引継」と題した項目があり、課長は、管理職としての役割を確実に引き継ぐ観点から、書面による引継ぎを行うこととされ、作成した引継書については、その写しを千葉労働局へ提出することとされている。

- イ 特定労働基準監督署の課長職である職員Aは、要領に基づき職員Bに対して引継ぎを行うために引継書(以下「引継書1」という。)を作成し、引継ぎを行い、職員Bは、引継書1を自らの業務遂行の参考とするために、開示請求時点において、個人的に保存していたものである。なお、要領では、引継書の写しを千葉労働局へ提出することとされているが、引継書1の写しは、千葉労働局へは提出されていないことを確認している。
- ウ 千葉労働局においては、課長の人事異動に伴い引継書を作成しなければならない旨の規程等は存在しないことから、C課長が引継書を作成してD課長に引継ぎを行う必要はないが、以前から当該課長の引継書が作成され電子データとして記録媒体(DVD-RW)に保存され、これが代々引き継がれていたため、C課長は、個人の判断によりD課長に対して引継ぎを行うために当該電子データを更新する形で引継書(以下「引継書2」という。)を作成し、引継ぎを行い、D課長は、引継書2(紙媒体及び電子データ)を自らの業務遂行の参考とするために、開示請求時点において、個人的に保存していたものである。
- (3) 当審査会において、諮問庁から要領の提示を受け確認したところ、上記(2) アの諮問庁の説明のとおりであると認められる。

また、千葉労働局は、管内の労働基準監督署に対して、課長の人事異動に際し、書面による引継ぎを行うよう要領を送付しているにもかかわらず、自局の課長の人事異動に際しては、引継書を作成しなければならない旨の規程等は存在しないとしていることについては、にわかには首肯しがたいが、これを覆すに足る事情も存しないことから、是認せざるを得ない。

- (4)上記(1)ないし(3)を踏まえ、以下、検討する。
 - ア 引継書1は、要領に基づき、特定労働基準監督署の職員Aが職務上作成したものであると認められ、本来であれば、その写しを千葉労働局へ提出することとされているものであることから、千葉労働局へ引継書1が提出されておらず、職員Bが引継書1を個人的に保存していたとしても、組織的に共有されるべきものであったと解するのが相当である。したがって、引継書1は、行政機関情報公開法2条2項の行政文書に該当すると認められる。

また、当審査会において、諮問庁から引継書1の提示を受け確認したところ、当該文書には、審査請求人に関する情報が記録されていることが確認できることから、引継書1は文書1に該当し、当該文書に記録された保有個人情報は、法2条5項に規定する保有個人情報に該当すると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報1につき、改めて開示決定等を すべきである。

イ 引継書2については、千葉労働局において、課長の人事異動に伴い 引継書を作成しなければならない旨の規程等は定められていないこ とから、規程等に基づいて作成されたものではないものと認められ る。

しかしながら、作成の根拠が規程等に定められていないことは、必ずしも当該文書が行政文書に該当しないことの根拠となるものではなく、当該文書が行政文書に該当するか否かは、その作成・取得、利用、保存・廃棄の実態を総合的に勘案して判断する必要がある。そして、当該課長の引継書を電子データの形で保存し、その内容を更新する形で代々の課長間において引継ぎを行うことが慣行となっていた実態を踏まえると、当該引継書は、組織的に共用されていたと解するのが相当である。したがって、引継書2は、前任者(C課長)個人の判断で便宜的に作成されるものであり、保存・廃棄についても後任者(D課長)の判断に委ねられていることから、引継書2が行政文書に該当しない旨の諮問庁の説明は認めることができず、引継書2は、行政機関情報公開法2条2項の行政文書に該当すると認められる。

その上で、当審査会において、諮問庁から引継書2の提示を受け確認したところ、当該文書には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は確認できず、法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報が記載されているとは認められない。

したがって、引継書2は、文書2に該当するとは認められず、千葉 労働局において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法2条5項 に規定する保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、 千葉労働局において本件対象保有個人情報2を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報2を不開示としたことは結論において妥当であるが、本件対象保有個人情報1は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子